

## 【コンビニ決済を悪用した高額詐欺被害発生】 ～ 石狩市で1,600万円被害! ～

12月15日、石狩市のご家庭に

『消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』

と題されたハガキが届いたことから、記載された電話番号に連絡をしたところ

法務省管轄支局民事訴訟告知センター

の職員を名乗る男から弁護士を紹介され、

「民事訴訟を取り下げるために弁護士費用として10万円が必要」

「支払いの番号を伝えるので近くのコンビニで支払うように」

と言われ、コンビニエンスストアで代行決済を利用し10万円を支払い、だまし取られました。

その後も

供託金の支払い等を理由に2月1日までの間、複数回にわたり

コンビニ決済で合計1,600万円を支払い

だまし取られました。

### 【コンビニ事業者のみなさまへ】

代行決済を利用するお客様が、高齢であったり、高額な支払いである場合は、電子マネーの購入と同様に積極的なお声かけと警察への通報のご協力をお願いします。

### 【金融機関のみなさまへ】

現金の手渡しや振込による被害だけでなく、コンビニ決済を悪用する手口が増えています。

今回のケースでは金融機関で下ろしたお金をコンビニ決済の支払いに充当していることから引き続き高齢のお客様による引き出しについては、金額にかかわらず積極的なお声かけと警察への通報のご協力をお願いします。

北海道警察本部 生活安全企画課

犯罪抑止対策係011-251-0110（内線3027）